



国際ボランティア非政府非営利団体(NGO) USHA JAPAN

www.ushajapan.org



USHA Japan News Letter No.3



2022年 Summer

○ 会長の挨拶 原点への回帰

早いもので2018年10月7日に神戸常盤大学において本会の設立総会が行われ、同時に開催された大学の地域交流イベントに参加して氣勢を上げてから本年5月で3年半が経過しました。当初はUSHAの名が示す朝日に光り輝くエベレストのシンボルマークやHPの作成などが行われ、毎月六甲道で開かれる理事会が待ち遠しく、その後の近くのネパール・インド料理店での懇親会で大いに夢を語り合ったものです。そこに突然起こったのがコロナ感染症のパンデミックで、その後の世界そして日本の社会的な大混乱はご承知の通りです。本会も本来のボランティア活動は行えずにオンライン会務を余儀なくされ、長引く生活規制・制限のためにサービス業や医療に従事する会員・役員の生活は大きく変化してきました。本会メンバー構成も変わり組織と活動の見直しが迫られ、昨年11月の総会で新たな基本的な活動方針をお諮りした次第です。

これからのUSHA活動ですが、新たな時代、社会に向けた組織の構築が当面の課題で、デジタル社会に対応した組織と活動を整備しなければなりません。そのためにはHPとメディア活動の充実化を図り、本会活動を地域から世界へ発信したいと思います。別記の通り、次々と来日する特定技能人材への支援も緊急の課題で、これにはDogwoodと協働しての支援態勢を整えねばなりません。他方で、来日する、また地域で生活するネパール人が抱える諸問題への支援も課題で、これにはNRNAと協働しての細やかな対応が必要です。さらに外部資金助成の獲得と関係団体と連携してのネパールの健康で豊かな国づくりへの協力活動を希求したいと思います。これらの活動を推進する中で新たな人材の育成を図り、新たな時代における新しい酒袋には新しい酒を注がねばなりません。

コロナも予想通り共生という形で落ち着いていくかと思いますが、今後のwith Coronaの中で心の余裕を取り戻し、新たな社会の中で原点であるネパール支援活動を推進していただきたいと願っています。

<主な活動>

○ 三木東ライオンズ「結成40周年記念式典」記念事業への参加 2021年6月8日(ともえ会館)

三木東ライオンズクラブ「結成40周年記念式典」記念事業に小野会長、富永理事、プルシュタム理事が参加しました。小野会長より、本会への活動への支援と理解への謝辞を述べ、またネパールNGO団体Deepshreeを代表し、プルシュタム理事から感謝状、花束贈呈が行われました。



感謝状の贈呈の様子

○ HANAMIZUKI オンライン交流会の開催(2021年)

ネパール在住特定技能合格者(Hanamizuki Training Pvt. Ltd)が来日できない中、日本のことを多く知っていただこうと、ネパールと日本をオンラインでつなぎ交流会を行いました。その内容は本会や日本の紹介、プルシュタム理事のネパールカレー店からの生中継、意見交換会など親睦を図りました。

○2020 年度総会報告

2020 年度の総会が昨年 11 月 27 日にオンライン(zoom 会議)により開催されました。内容は 2020 年度から今年度にかけての活動や 2020 年度会計など、各部署から報告があり、また今後の活動の展望を小野会長から談話がありました。詳細は、2021 年総会議事録として送付いたします。

2020 年度総会は新型コロナ感染が収まらない環境下にありましたのでオンラインを通じての実施となりました。しかし、次回総会こそは感染状況が落ち着き対面による総会が実施できるよう願っております。

○待望のネパールからの特定技能人材の来日が実現・歓迎の出迎え

2022 年 4 月から入国制限が緩和されたことにより、ネパールからの特定技能合格者の方々が続々と来日されています。本会からは来日された方々を出迎え、記念の品を贈呈しました。第 1 陣と第 2 陣の多くの皆さんとは、すでに HANAMIZUKI とのオンライン交流会で顔なじみになっています。5 月 27 日には第 3 陣がその後も介護を主体とした特定技能人材の来日が予定されています。

・第 1 陣(4 月 17 日三宮リムジンバスの降車場所)



8 人の特定技能(介護)の皆さん 本会からのプレゼント

・第 2 陣(4 月 23 日 関西国際空港ロビー)



7 人の特定技能(介護)の皆さん

○ネパールと日本を繋ぐ交流会 だんじり祭りに参加

2022 年 5 月 3 日に東灘だんじり祭りに Dogwood が参加してオンライン配信し、Prakash 副会長が参加しました。



<寄稿>



ネパールへの熱い思い 常務理事 木下真吾
<寄稿者プロフィール>

神戸常盤大学短期大学部看護学科通信課程卒業後、看護師免許証を取得。現在、宮崎県の医療現場で活躍中。こよなくネパールを愛しています。

USHA JAPAN の皆様並びに関係者各位様、ネパールから来日され、これから夢と希望を抱き日本で様々な経験をされる特定技能実習生の皆様へ

この度、小野会長より USHA JAPAN への参画の声をかけていただき、その一員として活動をさせていただくことになりました、木下真吾と申します。

私は、常盤大学在学中に、異文化交流でネパールへ行きました。小野会長、Dr,Rai、そして諸先生方やネパールでサポートして頂いた方々によってとても貴重な経験をさせていただいたことを今でも鮮明に記憶しています。思

えば、私がネパールへ初めて行ったとき、とても緊張とワクワクとした楽しみを抱いていました。初めての海外、異国の地、そしてどのような人がいて、環境はどんなところなのだろうと様々なことを考えていました。

ネパールに着いてからは、実際に目にして、感じて、サポートを得ながらネパールの方々に関わらせてもらい、これまで知らなかったことを知り、異文化経験をしたことは私にとって自分の中の世界観や価値観が大きく変化したことを実感しました。それと共に、言葉の壁にあたり悔しい思いもしました。しかし、僅かな期間ではありましたが、そこで、学んだ、共に生き、寄り添いながら困難を乗り越え、喜びを分かち合うという、その貴重な経験を経て、私は先生方の活動を見聞きし、いつかしか私もこのような活動に携わりたいと思うようになりました。今回、USHA JAPAN への参画に声をかけていただいた時には、正直、ネパールへ行くまでの時と同じように心の中で嬉しさと不安が同時に生じたことを今でも感じておりますが、あの時と同じように辛くても楽しく過ごし、喜びを共有していくことを実践していきたいと思えます。

さて、話は変わり特定技能実習生として来日されたネパールの皆様、これから活躍していくために必要なスキル習得をするための志を高く持ち、また心に秘める強い決意と行動力によって来日されているかと思えます。それは尊敬でしかありません。なぜならば、沢山の努力をして選ばれ、異国の地日本で住み慣れない環境の中で生活をされていくからです。日本の言語や文化、生活様式を身をもって感じ、いろいろな壁にあたりながらこれから夢や目標を達成していくために更に努力の日々が始まると思えます。

私はネパールから来日された方々に、日本での人との出会いや環境との出会い、そしてなによりも日本を選んで良かったと思ってもらえるように、様々な場面で個々に辛い時間を経験すると思えますが、それを超える楽しい時間を過ごしてもらえるようにできる限り、支援させていただきたいと考えています。私も、来日された皆様と同じように、慣れない環境、初めてのことに挑戦してく者として、素敵な関わりを構築し、共に努力し頑張っていければ良いなと思っています。

そして最後に、これから活躍されていくネパールの皆様の一助になれるように、この USHA JAPAN での活動を頑張っていきたいと思えますので、宜しくお願いいたします。

<TOPIC>

○特定技能制度のご紹介

今回は特定技能とはどのような制度なのか紹介したいと思います。

<背景>

現在、日本では少子高齢化が進み、それに伴い人手不足が深刻になっています。特に介護、製造業、農業などの分野は人手不足が著しく人材の確保が急がれる中、様々な対策がされてきました。その中で外国人労働者が注目を集めています。日本には、以前から外国人技能実習制度がありますが、この制度は働きながら日本で技能を学び技術を習得後、母国へその技術を寄与することを目的で創設されました。しかし、実際には単に労働力とみなされる、実習生を取り巻く環境、労働条件、給与体系など一部受け入れ側先とのトラブルが多発し社会問題となっています。

これらの問題を解決すること、また特に人材不足が深刻な業種へ受け入れに向け 2019 年 4 月に特定技能実習制度が始まりました。

<制度の内容>

特定技能制度とは、人手不足が深刻な産業分野 14 業種において一定の専門性、技能、日本語能力を有し仕事の即戦力となる外国人受け入れるために、2019 年 4 月に新しく創設された在留資格です。2019 年度より 5 年で最大約 34 万人の受け入れを見込んでいます(図 1)。

特定技能在留資格取得のためには技能試験(各分野の試験)と日本語試験(日本語検定 4 級以上)に合格することが必要です。また、在留期間は上限 5 年間、業種によっては将来、永住権を獲得することが可能です。

対象国(9か国):ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、
ネパール、モンゴル 人を

人数:2019年度より5年間で最大約34万人

職種(14職種):介護、ビルクリーニング、素材材産業、産業機器製造、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

図.1 対象国・受入れ人数・職種

<現在の状況>

出入国在留管理庁によると 2022 年 3 月現在、特定技能の在留資格を持つものは 64,730 名(グラフ 1)、国籍別で最も多い国はベトナム、次にフィリピン、インドネシア(図 2)、また、職業別では飲食料品製造業が最も多く順に農業、介護となっています(図 3)。

新型コロナウイルス感染症により長らく入国制限が続いていました。これまで日本国内で働く技能実習生や留学生が特定技能へと在留資格を切り替えることでこの資格で働く外国人が増えました。そして今年 4 月、入国制限が緩和されたことにより、外国から新規に入国を受け入れています。

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和4年3月末現在)(速報値)

